

事務連絡
令和8年1月29日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病の終息について（情報提供）

令和7年11月14日、世界保健機関（WHO）より、エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病の発生が報告されたことを踏まえて、「エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について」（令和7年11月20日付け事務連絡）により、対応を依頼していたところです。

令和8年1月26日、新たな症例が42日間発生していないことを受け、WHOの勧告に基づき、同国保健省はマールブルグ病の流行終息を宣言しました。今回の流行では、最終的に計19例（確定例14例、可能性例5例。うち死亡14例）が報告されました。

つきましては、貴管内医療機関に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年11月20日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和7年11月14日、エチオピア連邦民主共和国においてマールブルグ病の発生が確認されました。同日時点で、同国南エチオピア州ジンカ町にて9例のマールブルグ病の症例が報告されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでに赤道ギニア共和国、タンザニア連合共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ウガンダ共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、ケニア共和国、南アフリカ共和国及びルワンダ共和国で発生が確認されていますが、エチオピア連邦民主共和国では今回初めて確認されました。

エチオピア連邦民主共和国に滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。

あわせて、貴管内で一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。対応においては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け事務連絡、参考2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出しておりますことを申し添えます。

参考1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>